

公益社団法人板橋青色申告会 役員報酬等及び費用規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人板橋青色申告会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、関連法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(役員定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- 四 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、在任期間に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬月額、別表1の「常勤役員俸給表」のとおりとし、常勤役員の俸給月額は、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 常勤役員に対する役員賞与は、別表2「常勤役員賞与」のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別表3「常勤役員退職手当算出要領」に定める計算による金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額により支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものにあつては、当該の請求があつた場合に前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規定の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

【別表1】 常勤役員俸給表

(単位：円)

号 俸	月 額	号 俸	月 額
1 号	100,000	7 号	220,000
2 号	120,000	8 号	240,000
3 号	140,000	9 号	260,000
4 号	160,000	10 号	280,000
5 号	180,000	11 号	300,000
6 号	200,000		

※ 別途通勤費実額支給

【別表2】 常勤役員の賞与

支 給 月	支 給 基 準
7月	報酬月額 × 1.5ヶ月
12月	報酬月額 × 2.0ヶ月

※ 支給月数は該当年度の給与勧告による基準を適用

【別表3】 常勤役員の退職手当

[算出要領]

退職時の報酬月額×在職年数による支給係数

[支給係数表]

在職年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
支給係数	1. 0	1. 5	2. 0	2. 5	3. 5	4. 0	4. 5	5. 0	5. 5	6. 0